

看護師による特定行為の実施について

看護師の特定行為とは

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて看護師が行う「診療の補助」であり、厚生労働省が定める行為です。この行為は厚生労働省の特定行為に係る看護師の研修制度を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師が実践可能な診療の補助行為です。看護師による特定行為を実施するメリットは、看護師が医療チームの一員として患者さんの状態に応じ、タイムリーかつ迅速に適切な医療を提供することにあります。

当院での特定行為実施について

当院では特定行為研修を修了し、さらに病院から実施することの承認を受けた看護師が、医師の指示に基づいた手順書に準じて「診療の補助」を実施しています。特定行為の実施にあたっては、安全に十分配慮して行います。また患者様の個人情報につきましても適切に管理いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

当院で実施している特定行為内容

- ・呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
- ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

特定行為実施に対する同意について

上記にお示しした特定行為実施へのご協力に関しましては、包括同意をもって（この文書によって同意したものとして）ご了承頂いたものと判断させていただきます。ご同意頂けない場合であっても、治療および看護上の不利益を被ることはありませんのでご安心ください。またご同意いただけない場合や、ご意見・ご相談などございましたら1階外来窓口までお申し出ください。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■特定行為に関するお問い合わせ先

- 月曜日～金曜日 9：00～17：00（土・日・祝日以外）
- 場所 1階・外来窓口
- 窓口責任者 事務長

特定行為とは-厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000050325.html>